

平成25年度

## 遊佐町持家住宅建設支援金のお知らせ

～町内業者さん(※)を利用して建物を新築したり修繕したりする場合に支援金を交付します～

※町内業者の要件は、遊佐町商工会会員または酒田飽海建設総合組合遊佐連合支部組合員で、遊佐町内に事務所または事業所を有していることです。下請業者がある場合は、**町内業者の工事請負金額が1/2以上必要**となります。(太陽光発電設備設置工事の場合は県内業者であればこの限りではありません。)

### ◆対象工事

- ・住宅、店舗等の増改築、修繕、給排水、下水道接続（公共柵に接続）工事等
- ・車庫、作業所、物置等の新築工事

### ◆支援金交付額（対象工事費は20万円以上の工事で10万円単位）

- ① 対象工事費の**7%**の額とし、**70万円を上限**とします。
- ② 遊佐町に転入される方が定住するために住宅の増改築・修繕等工事を行う場合は対象工事費の**10%**の額とし、**100万円を上限**とします。
- ③ **下水道接続工事**、特殊工事（**部分補強、省エネ化、バリアフリー化、県産木材使用、克雪化**）を含む工事をする場合は工事費で**200万円までを10%、200万円を超える部分については7%**とし、合せた額を交付し**70万円を上限**とします。  
(太陽光発電設備設置工事で町外業者（県内業者に限る）を利用する場合は20万円を上限とします。)

①の例	支援金の額
175万円のリフォームを行う場合	→170万円×7%=11万9千円
	※対象工事費が10万円単位のため
②の例	支援金の額
1,100万円で住宅を増改築する場合	→1,100万円×10%=100万円
	※上限が100万円のため
③の例	
300万円のリフォーム（下水道接続工事を含む）を行う場合	
	→200万円×10%+100万円×7%=27万円

### ◆交付の対象とならない工事例

・アパート、貸家を対象にした工事	・建物解体のみの工事
・門扉、塀、造園、カーポート、駐車場整備	・家電の設置工事

## ◆交付が受けられる方

- ①国、地方公共団体及びその他の団体からの助成制度を利用しない方（太陽光発電設置工事は除く）
- ②住宅の特殊工事を実施する場合、平成26年3月末までに工事完了届の提出が可能な方
- ③町税（国民健康保険税を含む）の滞納がない方

## ◆申請に必要な書類と手続き ※事前着工は交付の対象となりません。

### 【申請するとき】

- ①交付申請書 ②納税証明書 ③下請施工業者内訳書（下請工事のある場合のみ）
- ④見積書 ⑤工事契約書（写）⑥工事図面 ⑦工事着工前写真

### 【工事が完成したとき】

- ①工事完了届 ②工事代金領収書（写） ③工事完成写真

## ◆お問い合わせ・申請場所

遊佐町役場 地域生活課 土木係 TEL 0234-72-5883